

特定原産地証明書発給手数料の後日振込払い

申し込み要件の変更について

平成 26 年 1 月 6 日
日 本 商 工 会 議 所

平成20年4月より、大口申請者（企業）を対象に、「発給手数料の後日振込払い」を導入しておりますが、サービス向上の一環として平成26年4月1日より、以下のとおり申し込み要件を変更いたしますので、お知らせいたします。

つきましては、別掲の要件に該当する申請者（企業）で、後日振込払いを希望される向きにおかれましては、別添の「特定原産地証明書発給手数料『後日振込払い』の経理事務処理の流れ」をご参照のうえ、当所宛お申し越しくくださいますようお願い申し上げます。

【別掲：後日振込払い申し込みの要件】

直近2ヶ月のいずれの月においても 1.または 2.の要件を満たしていること

1. 1ヶ月あたりの証明書受給件数が10件以上（変更前は20件以上）
または
2. 1ヶ月あたりの手数料支払額の合計が2万5千円以上（変更前は5万円以上）

※2014年4月1日からの適用を希望される場合は、2014年1月および2月の要件を満たしている必要があります。

【本件問合せ先】

日本商工会議所 国際部 特定原産地証明担当
電話 03-3283-7850